証券コード　９１６２
2023年９月７日

株　主　各　位

東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
株　式　会　社　ブ　リ　ー　チ
取締役社長　大　平　啓　介

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://bleach.co.jp/ir/stock/meeting/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会情報」をご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9162/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブリーチ」又は「コード」に当社証券コード「9162」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年９月27日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年９月28日（木曜日）午前９時

2．場　　所　東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
中目黒GTタワー　21階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第14期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　取締役の報酬等の額改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事　業　報　告

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢不安の長期化、原材料価格の高騰及び円安の進行等により依然として不透明な状況が続いておりますが、新型コロナ感染症の終息による経済活動の再開や物価高対策等の各種政策効果によりマクロ経済の回復が見込まれております。

このような状況下、当社におきましては、インターネット通販市場やインターネット広告市場の引き続きの拡大、当社独自のビジネスモデルへの需要の高まりを受けて、商材ジャンルやマーケティング手法の拡大、新規顧客の獲得等に取り組んで参りました。また、これらを実行するため、マーケターを中心とする人材採用と教育を強化し、事業規模を拡大して参りました。

この結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高16,377,050千円（前期比12.1％増）、営業利益2,173,412千円（前期比111.6%増）、経常利益2,147,928千円（前期比114.2%増）、当期純利益1,465,026千円（前期比135.6%増）となりました。

なお、当社は「シェアリング型統合マーケティング事業」の単一セグメントでありますので、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は33,176千円であります。その主な内容は、人員増加に伴う本社内装構築費等の支出2,530千円、人員増加に伴う情報機器の取得30,646千円となります。

なお、重要な設備の除却・売却はありません。

当社はシェアリング型統合マーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度中に、今後の事業展開における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達を目的とし、主要金融機関７行より総額4,600,000千円（1,000,000千円のコミットメントラインを含む）のシンジケートローン契約を締結しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第11 期 (20年6月期)	第 12 期 (21年６月期)	第 13 期 (22年６月期)	第 14 期 (当事業年度) (23年６月期)
売　上　高 (千円)	2,756,835	8,145,092	14,606,744	16,377,050
経　常　利　益 (千円)	155,303	722,705	1,002,897	2,147,928
当　期　純　利　益 (千円)	81,379	440,818	621,724	1,465,026
１株当たり当期純利益　(円)	4.07	22.04	31.01	73.07
総　資　産 (千円)	2,382,608	4,229,155	5,992,828	8,573,228
純　資　産 (千円)	659,555	1,157,494	1,759,779	3,251,439
１株当たり純資産　(円)	32.95	57.70	87.69	162.02

（注）１．第11期（20年６月期）につきましては、決算期変更により2020年１月１日から2020年６月30日までの６ヶ月間となっております。

２．2023年３月23日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第11期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

現在、少人数での事業運営を行っているため、優秀な人材の獲得に積極的に努めてまいります。

また、組織体制も少人数での事業運営に見合ったもので構築しておりますが、今後、従業員数が増加した場合に備えて、組織体制をより強固にしていく必要があります。

さらに、当社を取り巻く法令として、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等があり、これらの各種法令・ガイドラインの遵守体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年６月30日現在）

当社はシェアリング型統合マーケティング事業を営んでおり、クライアントの商材の販売を支援しており、その売上高の一部を成果報酬として受領しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年６月30日現在）

本　　社	東京都目黒区

(7) 使用人の状況（2023年６月30日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
シェアリング型統合マーケティング事業	92名	24名増
合計	92	24名増

（注）１．従業員数は常勤の終業人数を記載しており、臨時従業員及び派遣社員を含みません。
２．従業員数が前事業年度末と比べて24名増加しましたのは、業務拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2023年６月30日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	3,240,000千円

（注）シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする協調融資によるものであります。なお、当該シンジケートローンについては、上記の借入額に加え、借入極度額1,000,000千円（借入未実行残高1,000,000千円）のコミットメントラインも設定しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年７月５日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場に当たり2023年６月１日及び2023年６月19日開催の取締役会において、2023年７月４日を払込期日とする公募による新株発行を決議し、2023年７月４日現在では発行済株式総数が5,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,082,000,000円増加し、発行済株式総数が25,050,000株、資本金が3,182,000,000円、資本準備金が3,094,500,000円となっております。

2．株式の状況（2023年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　80,200,000株

(2) 発行済株式の総数　20,050,000株

(3) 株主数　５名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社大平事務所	14,000,000株	69.83%
大平啓介	5,734,100	28.60
株式会社イングリウッド	200,000	1.00
ブリーチ従業員持株会	65,900	0.33
株式会社Ｓｃｏｖｉｌｌｅ	50,000	0.25

（注）自己株式は保有しておりません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2019年12月27日	2022年6月29日
新株予約権の数		380個	602個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 38,000株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 60,200株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり40円	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 5,000円 (１株当たり 50円)	新株予約権１個当たり 110,000円 (１株当たり 1,100円)
権利行使期間		2021年４月１日から 2029年12月26日まで	2024年7月１日から 2032年5月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 602個 目的となる株式数 60,200株 保有者数 1名

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2022年6月29日	2022年9月29日
新株予約権の数		1,003個	623個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　100,300株 （新株予約権１個につき　100株）	普通株式　62,300株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,100円	新株予約権1個当たり370円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　110,000円 （１株当たり　1,100円）	新株予約権１個当たり　110,000円 （１株当たり　1,100円）
権利行使期間		2024年7月１日から 2032年5月31日まで	2024年10月１日から 2032年８月31日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,003個 目的となる株式数　100,300株 保有者数　1名	新株予約権の数　623個 目的となる株式数　62,300株 保有者数　1名

（注）１．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 新株予約権発行時において当社の取締役又は社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役又は監査役並びに社外協力者であることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

④ 本新株予約権者は、2020年12月期または2021年12月期のいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業利益を参照する。）が300百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を当社取締役会が定めるものとする。

⑤ 上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 5,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普

通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 5,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、5,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑧ 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ 新株予約権１個未満の行使を行うことができない。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、2024年６月期乃至2028年６月期のいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業利益を参照する。）が1,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を当社取締役会が定めるものとする。

③ 上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、2024年６月期乃至2028年６月期のいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益（当社が連結

財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業利益を参照する。）が1,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を当社取締役会が定めるものとする。

③ 上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が110,000円（ただし、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第９回新株予約権	第１０回新株予約権
発行決議日		2023年3月10日	2022年3月10日
新株予約権の数		1,286個	602個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 128,600株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 60,200株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権1個当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 160,000円 (１株当たり 1,600円)	新株予約権１個当たり 160,000円 (１株当たり 1,600円)
権利行使期間		2025年3月11日から 2033年２月28日まで	2025年3月11日から 2033年3月10日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,286個 目的となる株式数 128,600株 保有者数 14名	新株予約権の数 602個 目的となる株式数 60,200株 保有者数 1名

(注) 1．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権発行時において当社の取締役又は社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役又は監査役並びに社外協力者であることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、2024年６月期乃至2028年６月期のいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業利益を参照する。）が4,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を当社取締役会が定めるものとする。

④ 上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 160,000円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および

普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 160,000円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、160,000円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が160,000円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、2024年6月期乃至2028年6月期のいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業利益を参照する。）が4,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を当社取締役会が定めるものとする。

③ 上記に関わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 160,000円（ただし、［新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法］において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認

められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 160,000円（ただし、［新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法］において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、160,000円（ただし、［新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法］において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が160,000円（ただし、［新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法］において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大　平　啓　介	株式会社大平事務所　代表取締役
取　締　役	松　本　卓　也	CFO
取　締　役	松　井　俊　昭	管理部長 TMアドバイザリー合同会社　代表社員
取　締　役	外　川　穣	株式会社YSホールディングス　代表取締役 株式会社東京通信　取締役会長 TT1有限責任事業組合　代表組合員職務執行者
取　締　役	中　川　修　平	ファストドクター株式会社　CFO 株式会社中川エンジニアリング　取締役
常勤監査役	野　田　光　治	-
監　査　役	五　十　部　紀　英	弁護士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社GTM　社外取締役 株式会社Answer　代表取締役 行政書士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社プロテクトスタンススポーツマネジメント　代表取締役 社会保険労務士法人プロテクトスタンス　代表社員 弁理士法人プロテクトスタンス　代表社員 税理士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社プロテクトスタンスコンサルティング　代表取締役 株式会社レントラックス　社外取締役 canow株式会社　取締役 株式会社スペシフィック　社外取締役 株式会社Birdman　社外取締役（監査等委員） STARS Space Service株式会社　社外監査役
監　査　役	山　野　智　也　子	クラシコ株式会社　常勤監査役

（注）１．取締役外川穣氏及び取締役中川修平氏は、社外取締役であります。
２．監査役野田光治氏、監査役五十部紀英氏及び監査役山野智也子氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．社外監査役の野田光治は、大手保険会社において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有し

ており、他社の社外監査役などの豊富な経験とあわせ、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。社外監査役の五十部紀英は、弁護士として企業法務に精通しており、加えて、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査の強化にその資質を活かしていただけると判断し、当社の社外監査役として適任であると判断しております。社外監査役の山野智也子は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断しております。

5．2022年６月29日開催の臨時株主総会において、2022年７月1日より監査役会設置会社に移行するための定款変更の決議を行っております。それに伴い、監査役1名の増員についても同時に決議を行い、山野智也子が新たに監査役に選任され、2022年７月１日付で就任しております。

6．2022年９月29日開催の第13回定時株主総会において、松本卓也氏及び松井俊昭氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

7．2022年９月29日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、取締役の稲田淳氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の賠償額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の個人別の報酬等の額の決定における独立性及び客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として任意で指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役である委員３名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役から選定しており、以下の事項について審議を行い、取締役会に対してその意見を答申しております。

a.取締役の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
b.株主総会に付議する取締役の選任及び解任議案
c.代表取締役の選定・解職議案
d.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
e.株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案
f.取締役の個人別の報酬等の内容
g.その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬委員会の構成は以下のとおりとなっております。
指名・報酬委員会委員長　中川　修平（社外取締役）
指名・報酬委員　外川　穣（社外取締役）、松本　卓也（社内取締役）

取締役個人別の具体的な基本報酬の額については、指名・報酬委員会において報酬算定プロセスの妥当性及びその算定が当該プロセスに則して行われていることを審議したうえで、全体の報酬水準及び個別報酬水準について、取締役会に対する提案内容を決定しております。なお、役員報酬の支給水準については、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス、外部機関のサーベイ結果等を考慮し、適正性の判断を行っております。指名・報酬委員会が審議した取締役の個人別の報酬等の内容に関する原案を尊重して、取締役会において、取締役個人別の具体的な基本報酬の額が決定されております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	107百万円 (7)	107百万円 (7)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	6名 (2)
監査役 （うち社外監査役）	12 (12)	12 (12)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	119 (19)	119 (19)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

（注）1．上表には、2022年９月29日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2．取締役の金銭報酬の額は、2019年11月15日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、３名（うち、社外取締役は１名）であります。

3．監査役の金銭報酬の額は、2019年11月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、１名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社の関係
社外取締役	外川　穣	株式会社YSホールディングス　代表取締役 株式会社東京通信　取締役会長 TT1有限責任事業組合　代表組合員職務執行者	特別な関係はありません。
社外取締役	中川　修平	ファストドクター株式会社　CFO 株式会社中川エンジニアリング　取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	五十部　紀英	弁護士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社GTM　社外取締役 株式会社Answer　代表取締役 行政書士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社プロテクトスタンススポーツマネジメント　代表取締役 社会保険労務士法人プロテクトスタンス　代表社員 弁理士法人プロテクトスタンス　代表社員 税理士法人プロテクトスタンス　代表社員 株式会社プロテクトスタンスコンサルティング　代表取締役 株式会社レントラックス　社外取締役 canow株式会社　取締役 株式会社スペシフィック　社外取締役 株式会社Birdman　社外取締役（監査等委員） STARS Space Service株式会社　社外監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	山野　智也子	株式会社クラシコ　常勤監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分　　氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　外　　川　　穣	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業における経営者としての経験と幅広い見識を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　中　川　修　平	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を活かして、主に金融の専門家としての観点から社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役　野　田　光　治	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手保険会社において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識並びに他社の社外監査役などの豊富な経験を活かして、主に公正かつ独立の立場から適宜発言を行っております。
監査役　五　十　部　紀　英	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　山　野　智　也　子	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,950千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,950

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制

ａ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。

ｂ．取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ｃ．監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

ｄ．法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ｂ．「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、システム内の情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

b．取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
c．内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
b．取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
c．取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
b．「リスク・コンプライアンス規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
c．「内部通報制度規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
d．内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
e．監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
a．監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
b．監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
c．監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

b．前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

b．代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

c．監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

d．監査役は、監査法人のレビューの内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

リ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

a．監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

ヌ．財務報告の信頼性を確保するための体制

a．当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

b．当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

c．当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

ル．反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

ａ．当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とし、「反社会的勢力排除に関するに対する基本方針」を宣言する。

ｂ．健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備する。

ｃ．反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

１．コンプライアンス

内部通報制度規程を制定し、内部通報窓口を社内・社外に設置しております。また、リスク・コンプライアンス規程に基づき、社内役職員に対して全体会議等を通じて、コンプライアンスに対する意識醸成を図っております。

２．内部監査

内部監査規程に基づき、経営企画室において当社の全ての部署を対象として内部監査を実施しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会決

議によって行うことができる旨を定款に定めております。

8．会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

貸 借 対 照 表

(2023年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,208,614**	**流動負債**	**2,801,789**
現金及び預金	5,902,361	買掛金	666,912
売掛金	1,371,486	1年内返済予定の長期借入金	720,000
前渡金	863,234	未払金	518,442
前払費用	57,289	未払費用	134,184
未収入金	14,233	未払法人税等	514,167
その他	10	未払消費税等	189,329
固定資産	**364,614**	預り金	16,752
有形固定資産	**119,152**	賞与引当金	42,000
建物	105,514	**固定負債**	**2,520,000**
車両運搬具	5,636	長期借入金	2,520,000
工具、器具及び備品	66,493	**負債合計**	**5,321,789**
減価償却累計額	△58,492	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**245,461**	**株主資本**	**3,211,550**
投資有価証券	72,353	**資本金**	**100,000**
出資金	10	**資本剰余金**	**25,000**
敷金	64,832	資本準備金	12,500
長期前払費用	1,319	その他資本剰余金	12,500
繰延税金資産	106,945	**利益剰余金**	**3,086,550**
		繰越利益剰余金	3,086,550
		評価・換算差額等	37,016
		その他有価証券評価差額金	37,016
		新株予約権	**2,872**
資産合計	**8,573,228**	**純資産合計**	**3,251,439**
		負債純資産合計	**8,573,228**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,377,050**
売上原価		**12,976,802**
売上総利益		**3,400,247**
販売費及び一般管理費		**1,226,835**
営業利益		**2,173,412**
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	0	
出資金運用益	245	
保険解約返戻金	54,121	
雑収入	732	55,132
営業外費用		
支払利息	19,929	
社債利息	2,306	
社債償還損	2,565	
上場関連費用	23,924	
融資手数料	31,891	80,616
経常利益		**2,147,928**
特別損失		
固定資産売却損	822	
投資有価証券評価損	38,267	39,089
税引前当期純利益		**2,108,838**
法人税、住民税及び事業税	700,999	
法人税等調整額	△57,187	643,811
当期純利益		**1,465,026**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	112,500	12,500	-	12,500	1,621,524	1,621,524	1,746,524
当期変動額							
資本金から剰余金への振替	△12,500	-	12,500	12,500	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	1,465,026	1,465,026	1,465,026
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△12,500	-	12,500	12,500	1,465,026	1,465,026	1,465,026
当期末残高	100,000	12,500	12,500	25,000	3,086,550	3,086,550	3,211,550

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,577	11,577	1,678	1,759,779
当期変動額				
資本金から剰余金への振替	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	1,465,026
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,438	25,438	1,193	26,632
当期変動額合計	25,438	25,438	1,193	1,491,659
当期末残高	37,016	37,016	2,872	3,251,439

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法

ただし、建物については定額法によっております。

② 無形固定資産　定額法

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、貸倒実績率の算定期間における貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、シェアリング型統合マーケティング事業を営んでおり、主な収益は当社サービスにより顧客の商品を消費者が購入したことから生じる収益であります。消費者が購入した時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

当社サービスの履行義務に対する対価は履行義務が充足してから概ね１ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2．会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この結果、当事業年度において、計算書類に与える損益影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　106,945千円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

※当社は、2022年11月25日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、既存取引行７行によるコミットメントラインを含むシンジケートローン契約を締結しています。この契約には、以下の財務制限条項が付されています。

(1) 2023年６月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2022年６月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75％および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75％のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

(2) 2023年６月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

なお、当該契約に基づく当事業年度末日におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,000,000

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び数

普通株式　20,050,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,656,000株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式又は組合への出資であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その殆どが３ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、管理部及び各担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、信用リスクの低減を図っております。

(ロ)　市場リスクの管理

投資有価証券については、管理部が定期的に発行体（取引企業）の財務内容を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。上場株式については、四半期ごとに時価の把握も行っております。

変動金利の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。変動金利の長期借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

(ハ)　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に管理部が資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	53,865	53,865	－
(2) 敷金(*3)	45,104	45,209	104
資産計	98,969	99,074	104
(3) 長期借入金(*4)	3,240,000	3,240,000	－
負債計	3,240,000	3,240,000	－

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券の「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等	18,488

(*3)敷金のうち、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）の未償却残高については、上記表の「敷金」には含めておりません。

(*4)長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,902,361	－	－	－
売掛金	1,371,486	－	－	－
未収入金	14,233	－	－	－
敷金	－	45,104	－	-
合計	7,288,080	45,104	－	－

（注２）社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	720,000	720,000	720,000	720,000	360,000	－
合計	720,000	720,000	720,000	720,000	360,000	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	53,865	－	－	53,865
株式	53,865	－	－	53,865

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	45,209	－	45,209
資産計	－	45,209	－	45,209
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	－	3,240,000	－	3,240,000
負債計	－	3,240,000	－	3,240,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。なお、市場価格のない非上場の株式等（貸借対照表計上額9,334千円）及び、投資事業組合への出資（同9,154千円）は、含めておりません。また、投資事業組合等への出資金については時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第４項（１）に定める事項を注記しておりません。

敷金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引く方法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,048
賞与引当金	15,099
資産除去債務	2,799
未払事業税	58,799
投資有価証券評価損	23,140
ソフトウェア	16,395
繰延税金資産合計	123,282
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	16,337
繰延税金負債合計	16,337
繰延税金資産の純額	106,945

８．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	マーケティング事業	計	合計
売上高	16,377,050	16,377,050	16,377,050
顧客との契約から生じる収益	16,377,050	16,377,050	16,377,050
外部顧客への売上高	16,377,050	16,377,050	16,377,050

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1．契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	1,762,409	1,371,486

2．残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える契約がない、且つ既存の契約から翌事業年度以降に認識することが見込まれる収益の金額について重要性が高いものがないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　162円2銭

(2) 1株当たりの当期純利益　73円7銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2023年７月５日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年６月１日及び2023年６月19日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年７月４日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　5,000,000株
③ 発行価格　：１株につき　1,340円
一般募集はこの価格にて行いました。
④ 引受価額　：１株につき　1,232.80円
この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
⑤ 払込金額　：１株につき　1,062.50円
この金額は会社法上の払込金額であり、2023年６月19日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額　：１株につき　616.40円
⑦ 発行価格の総額　：6,700,000千円
⑧ 払込金額の総額　：6,164,000千円
⑨ 資本組入額の総額　：3,082,000千円
⑩ 払込期日　：2023年７月４日
⑪ 資金の使途　：IT投資、人材採用費、広告宣伝費、オフィス拡張費、借入返済等

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2023年７月５日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年６月１日及び2023年６月19日開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2023年８月２日に払込が完了いたしました。

① 募集方法 ：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数 ：普通株式 309,600株
③ 割当価格 ：１株につき 1,232.80円
④ 払込金額 ：１株につき 1,062.50円
この金額は会社法上の払込金額であり、2023年６月19日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑤ 資本組入額 ：１株につき 616.40円
⑥ 割当価格の総額 ：381,674千円
⑦ 資本組入額の総額 ：190,837千円
⑧ 払込期日 ：2023年８月２日
⑨ 割当先 ：ＳＭＢＣ日興証券株式会社
⑩ 資金の使途 ：「一般募集による新株式の発行 ⑪ 資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2023年８月25日

株式会社ブリーチ
取締役会御中

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤晃一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺田聡司

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブリーチの2022年７月１日から2023年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2023年８月25日

株式会社ブリーチ
監査役会御中

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤晃一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺田聡司

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブリーチの2022年７月１日から2023年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告などの監査結果

①事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年８月30日

株式会社ブリーチ　監査役会

常勤監査役　野田　光治　㊞

社外監査役　五十部　紀英　㊞

社外監査役　山野　智也子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大平啓介（おおだいらけいすけ） （1987年６月11日）	2010年４月　ジャパンウェブリンク株式会社（現当社）設立代表取締役社長就任（現任） 2018年11月　株式会社大平啓介事務所（現株式会社大平事務所）設立代表取締役就任（現任）	18,634,100株
	【取締役候補者とした理由】 大平啓介氏は、当社創業者として、また設立以来代表取締役として、当社の事業に対する深い理解と高い経営能力の下、当社の経営を牽引し、事業の発展に貢献してまいりました。当社が「世界を照らす」という経営理念の下、更なる発展を遂げるためには、同氏の高い交渉力及び発信力が必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。		
2	松本卓也（まつもとたくや） （1987年８月27日）	2011年４月　UBS証券会社入社 2012年１月　株式会社KPMG FAS入社 2017年11月　日本産業パートナーズ株式会社入社 2018年11月　SMBC日興証券株式会社入社 2022年７月　当社入社、執行役員就任 2022年９月　当社取締役ＣＦＯ就任（現任）	－
	【取締役候補者とした理由】 松本卓也氏は、当社の企業価値向上に向けた経営戦略やＩＲといった全社機能を主管し、事業成長にかかわってまいりました。今までの業務執行で培われた同氏の事業面における知見や豊富な経験、高い経営能力は、当社の今後の発展のために、必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	外川 穣（そとかわ ゆずる） (1971年12月29日)	1994年 4月　株式会社博報堂入社 2000年 3月　株式会社サイバーエージェント入社 2000年 5月　株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）代表取締役社長就任 2003年12月　株式会社サイバーエージェント専務取締役就任 2015年12月　株式会社東京通信代表取締役会長就任 2017年12月　basepartners有限責任事業組合（現ＴＴ１有限責任事業組合）代表組合員職務執行者就任(現任) 2019年 9月　当社社外取締役就任（現任） 2022年 3月　株式会社東京通信取締役会長就任（現任）	－
	【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 外川穣氏は、上場企業における経営者としての経験と幅広い見識を有しております。当該知見・経験を活かして、当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。		
4	中川 修平（なかがわ しゅうへい） (1978年６月14日)	2003年 4月　株式会社三井住友銀行入行 2007年 7月　みずほ証券株式会社入社 2018年10月　株式会社ココナラ入社　執行役員CFO就任 2021年12月　当社社外取締役就任(現任) 2022年 6月　ファストドクター株式会社入社　CFO就任（現任）	－
	【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中川修平氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しております。当該知見・経験を活かして、当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として再任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．外川穣氏及び中川修平氏は、社外取締役候補者であります。
３．外川穣氏及び中川修平氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって外川穣氏が４年、中川修平氏が１年9ヶ月となります。
４．当社は、外川穣氏及び中川修平氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としており、再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、外川穣氏及び中川修平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
６．大平啓介氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。なお、大平啓介氏の所有する当社の株式数については、2023年8月末日時点での株式数を記載しており、資産管理会社である株式会社大平事務所が所有する株式数を含んでおります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を2023年９月1日付で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。

第２号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年11月15日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

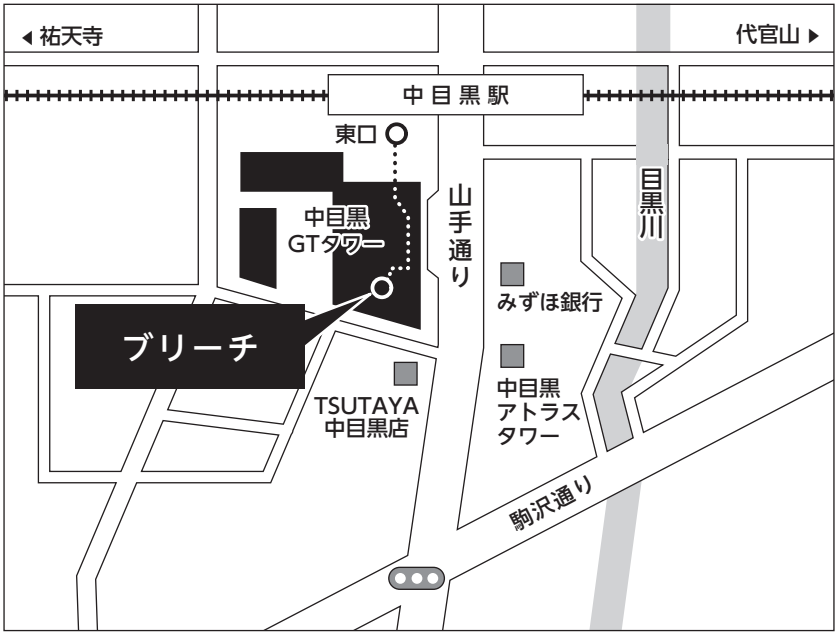
また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告18ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
中目黒GTタワー　21階　当社会議室
TEL 03−6265−8346



交通：東京メトロ日比谷線/東急東横線
「中目黒駅」より徒歩約１分